

○松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第341号

改正 平成19年6月29日条例第51号

（目的）

第1条 この条例は、松江市における緑地の保全、緑化の推進と自然環境の保全（以下「緑地及び自然環境の保全」という。）に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図るとともに、自然環境の保全を目的とする他の法令と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（松江市、事業者及び市民の責務）

第2条 松江市は、緑地及び自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、緑地及び自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために行う松江市の施策に協力しなければならない。

3 市民は、緑地及び自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために行う松江市の施策に協力しなければならない。

（緑化の推進）

第3条 松江市は、街路、公園その他公共の場所に樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市街地の緑化推進のため、住居地若しくは事業所の敷地等に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に事業者は、環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

(知識の普及)

第4条 松江市は、緑地及び自然環境の保全に関する知識の普及とその思想の高揚を図るとともに、市民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(地域開発についての配慮)

第5条 松江市は、地域の開発及び整備その他自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(緑地及び自然環境保全区域の指定)

第6条 市長は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域、島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）第16条第1項に規定する島根県自然環境保全地域並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に規定する特別緑地保全地区以外の区域で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的、社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを松江市の緑地保全区域又は自然環境保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

- (1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する区域
- (2) 風致又は景観が優れ、若しくは景勝地等で市民の健全な生活環境を維持するため必要な区域
- (3) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域
- (4) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域

(5) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、その権利者等の意見を徴し、第10条の松江市緑地及び自然環境保全審議会の意見を聴いて、その旨及びその区域を告示しなければならない。当該保全区域の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

(指定区域の保全)

第7条 市長は、指定した保全区域の保全について、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 指定された保全区域に係る権利者等は、その土地、樹木、動植物を常に良好な状態におくよう留意しなければならない。

(行為の届出)

第8条 保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出て協議しなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓

- 2 通常の管理行為、軽易な行為及び非常災害時の応急措置として行う行為については、前項の規定は、適用しない。

(協定の締結)

第9条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、緑地及び自然環境の保全のため必要があると認めるときは、その行為をしようとする者（以下「開発行為者」という。）と緑地及び自然環境の破壊防止、植生の回復その他緑

地及び自然環境の保全のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

- 2 開発行為者は、前項の協定を締結したときは、当該協定を誠実に遵守しなければならない。

（緑地及び自然環境保全審議会の設置）

第10条 市長の諮問に応じ、緑地及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として松江市緑地及び自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

（審議会の構成）

第11条 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（実地調査）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして関係の場所の実地調査をさせることができる。

- 2 前項の場合において、当該職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 土地等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による実地調査に協力しなければならない。

（買取り、資金のあっせん及び補助）

第14条 市長は、この条例の規定に基づく緑地及び自然環境の保全のため必要

と認めるときは、土地等の買取り、資金のあっせん及びその費用の一部を補助することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例（昭和49年松江市条例第40号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年6月29日松江市条例第51号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。